

地域おこし協力隊の採用に向けた求人サービス利用業務  
委託仕様書

## 仕 様 書

### 1 委託業務名

地域おこし協力隊の採用に向けた求人サービス利用業務

### 2 事業の目的

総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、行政及び民間と連携し社会・地域課題の解決を推進する人材を確保するため、釜石市地域おこし協力隊の募集業務を行う。この募集業務において、スカウトサービスによる主体的な人材の採用を図るとともに、人材の募集だけではなく、記事掲載等の情報発信を行い、釜石で活動すること働くことの魅力をより多くの人に対してPRする。

### 3 業務の内容

#### ① 求人サービスの提供

- ・ 地域おこし協力隊の募集（15名程度）情報の掲載が可能であること。
- ・ インターネット上で応募者等とのやり取りが可能であること。また、候補者に対してメッセージ等でアプローチ（ダイレクトスカウト等）ができること。
- ・ 釜石市で活動すること、働くことの魅力を発信することのできる記事掲載等が可能であること。（兼業、複業、プロボノについての情報発信等）

#### ② 効果的な採用に向けたサービス利用の導入支援（ページ作製支援、記事掲載支援等）

### 4 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

### 5 成果品

受託者は、発注者の求めに応じ、事業の進捗状況を報告するとともに、委託業務を完了した時には、速やかに次の書類を作成し、提出すること。

- ① 契約書第7条に定める事業完了報告書 正本1部（紙媒体）
- ② 実施した導入支援の内容をまとめた報告書 正本1部（紙媒体又は電子データ）

### 6 納入場所

釜石市総務企画部総合政策課オープンシティ推進室 岩手県釜石市只越町 3-9-13

### 7 その他

- (1) 受託者は、必要に応じて市との打ち合わせを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、受託者は速やかに市と協議を行うこと。
- (3) 受託者は、委託業務を行うにあたって、業務上知り得た情報等を漏らし、または、委託業務以外に利用することはできない。委託事業終了後も同様とする。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属するものとする。
- (5) 本業務に付随する一切の肖像権・著作権等の権利については、法令に遵守した処理を行うこと。
- (6) 本業務において、交通費等経費が必要な場合は、受託者において、全ての手続きを行い、その経費を負担する。
- (7) 受託者は、本事業にかかる経費について、経費毎に区分し、帳簿を備えてその収支の内容を明らかにするとともに、証憑書類を整理保管すること。なお、帳簿及び証拠書類等は、本事業を終了したい年度の翌年度から起算して5年間保管することとする。
- (8) 業務完了後に、受託者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。